

健康保険の更新時期です

(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

国保係Tel 74-4745

現在お持ちの「資格確認書」、70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」は令和8年7月31日で有効期限が満了となるため、対象となる方へ、更新後の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中に郵送します。

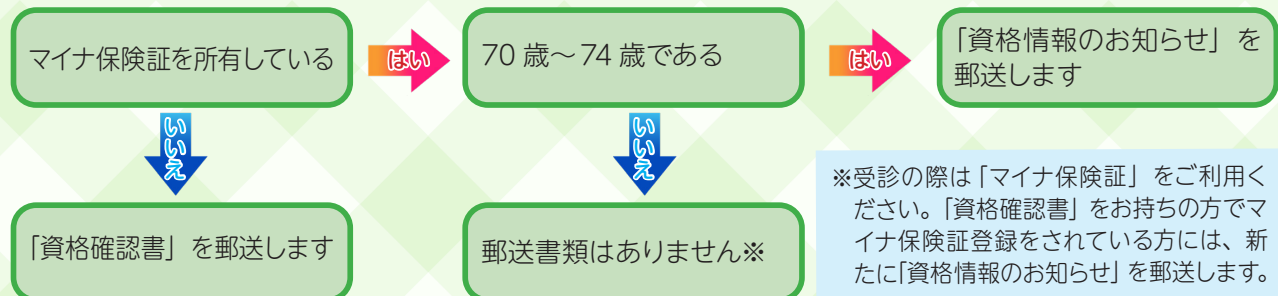
「資格情報のお知らせ」が届いた方へ

- 受診の際は、「マイナ保険証」をご利用ください
資格情報のお知らせのみでは受診できません。ただし、カードリーダーの不具合などで利用できない場合は、マイナ保険証と一緒に提示し受診してください。
- 有効期限について
0歳～69歳…有効期限はありません。加入情報に変更があった場合は新規に発行します。
70歳以上の方…令和9年7月31日(1年ごとに更新)

「資格確認書」が届いた方へ

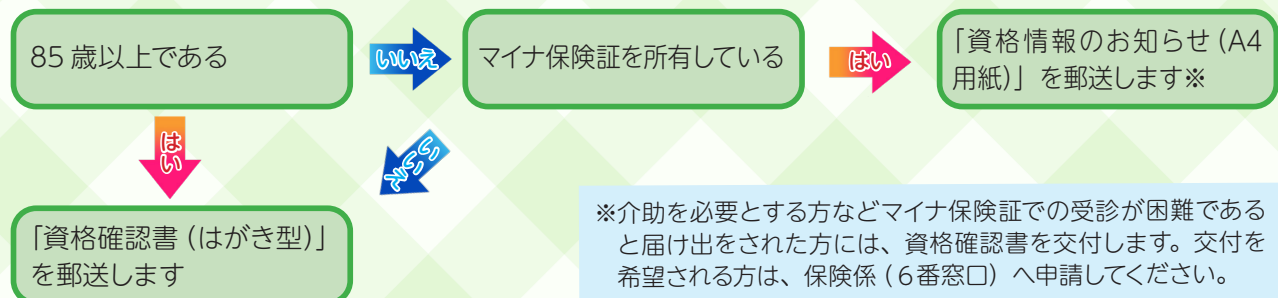
- 受診の際は、「資格確認書」をご利用ください
マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をされていない方へ交付されます。
- 有効期限について
令和9年7月31日(1年ごとに更新)

国民健康保険



資格情報のお知らせと資格確認書は別々に郵送するため、同じ世帯の方でも到着日が異なる場合があります。

後期高齢者医療保険



「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額認定証」について

マイナ保険証に対応している医療機関であれば、申請することなく窓口での支払いを限度額まで抑えることができます。ただし、オンラインでの資格確認が行えない場合や、長期入院該当の方は従来通り申請が必要のため、以下の書類をもって保険係(6番窓口)へ申請してください。

※国民健康保険の方で、現在認定証の交付を受けている方の有効期限は令和8年7月31日までとなります。期限満了後は必要に応じ、改めて申請してください。

必要書類

- 届出される方の本人確認書類
- 世帯主の個人番号がわかるもの(マイナンバーカードなど)
- 資格確認書または資格情報のお知らせ

長期入院該当の方は以下の書類も必要です※

- 90日以上入院していることがわかる書類(領収書など)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証(交付を受けている方のみ)

※所得区分「オ」、または「区分Ⅱ」の期間中に90日以上入院された方は、申請をして認定を受けると食事代が減額となります。